

取締役の利益相反取引と権限濫用行為

——東京高裁平成26年5月22日判決を契機に——

品 谷 篤 哉*

目 次

1. 問題の所在
2. 平成26年判決
 - (1) 事 実 関 係
 - (2) 判 旨
 - (3) 本件の特徴
3. 2つの法的ルール
 - (1) 代表権濫用
 - (2) 利益相反取引
 - (3) 相対的無効説の位置づけ
4. 結びに代えて——平成26年判決の適否——

1. 問題の所在

取締役の利益相反取引については、会社法356条1項2号3号及び同条2項並びに365条により規律が加えられている。また代表取締役の権限濫用行為について、リーディング・ケースとなった最（一）判昭和38年9月5日民集17巻8号909頁（以下では、「昭和38年判決」と記す。）をはじめとした判例法が存するのは周知の通りである。直接取引及び間接取引の両者を含む利益相反取引と代表取締役の権限濫用行為の両者は、要件と効果がそれぞれ別個に想定され、別個の法概念及び法的ルールとして検討されてきた。

* しなたに・とくや 立命館大学法学部教授

ただし多少の検討を試みると不明な点は少なくない。まず代表取締役の権限濫用行為について、判例法による一定の効果が生ずるのはどのような場合か。素朴に考えれば代表取締役の権限濫用行為があった場合という解答となるが、それでは代表取締役の権限濫用行為とは具体的にどのような行為か。濫用という言葉の中身を問題にせざるを得ない。権利濫用が民法1条3項の一般法理である点に鑑みれば、権限濫用行為として具体的に主張・立証すべき事実が何かを明確化するのは、それほど容易ではないと想像されよう。

もとより権限濫用の語意を素朴に捉えれば、代表取締役が本来なら適切に行使すべき代表権を、何らかの意図を持って不適切に行使したような状況が思い描かれよう。会社以外の利益を図るようなケースであり、実際に昭和38年判決では、代表取締役が自己の利益のために代表者として行為したような場合について判示されている。ただし自己の利益を図るのであれば、利益相反取引として会社法356条1項2号3号の適用の有無が問われよう。そうだとすれば権限濫用行為と利益相反取引はどのように区別されるのか。

こうした問題関心に立つ場合、東京高判平成26年5月22日金商1446号27頁（以下、「平成26年判決」と記す。）は興味深い判決である。この判決では同一の行為について、利益相反取引と権限濫用行為の双方に該当する旨が判断された。素朴に眺めれば、利益相反取引と権限濫用行為という2つの法的ルールには重なりあう部分が存するように捉えられよう。法的ルールの適用が重複すると眺めれば、2つの法的ルールがそれぞれに適用の場面で備えるべき要件について、重なり合う内容が含まれるとも考えられよう。

ただしそのような捉え方は、2つの法概念が互いに排他的でなく、截然と区別されない旨を示唆する。仮に両者の区別が困難だとすれば、区別すること自体の適否を再検討する必要も考えられよう¹⁾。のみならず要件に

1) 例えば会社法429条1項における講学上の法概念である直接損害と間接損害の両者は、必ずしも排他的に捉えられていない。直接損害が「会社には損害がなく」ではなく「会

着目し、異なる2つと考えられていた法的ルールが仮に1つと捉え直される、すなわち要件に関する理解の変化により異なる2つと考えられていた要件が従前とは変容した1つに収斂されるべきだとすれば、効果についての再検討も不可避であろう。一定の要件を充たせば一定の効果が発生するという、要件・効果に関する原理・原則論的理解に照らすと、1つに収斂した変容後の一定の要件を充たしたならば、効果も一定でなければならないからである。従前の利益相反取引規制により生ずる効果及び権限濫用取引により生ずる効果の両者について、要件の変容及び1つのルールへの収斂に平仄を合わせる格好で、効果を1つに収斂させ得るだろうか。

もとより一方でルールに関するこうした検討が求められつつ、他方で同一の行為が利益相反取引と権限濫用行為の双方に該当する旨を判示した平成26年判決自体の適否についても吟味は欠かせまい。同判決は控訴を棄却して原審判決の結論を維持しているが、原審判決では権限濫用行為のみを理由としていた。2つの法的ルールがともに適用されるとの理解は平成26年判決の特徴であり、当該特徴は原審判決との比較の観点からも検討に付されるべきものであろう。本稿は平成26年判決を手がかりとして、2つの法的ルール及び平成26年判決の吟味・検討を目的とする。以下ではまず、平成26年判決の概観から始める。

2. 平成26年判決

(1) 事実関係

本件の原告であるX株式会社は印刷業等を目的とし、平成12年10月に当時のジャスダック証券取引市場に上場した。訴外Aは平成19年6月26日から平成21年6月5日までX社の代表取締役であった。X社は被告Y株式会

↘社が損害を受けたか否かを問わず」との定義に至るプロセスについては、春田博「商法二六六条ノ三と間接損害」『片山金章先生追悼論文集 法と法学の明日を求めて』361頁（1989年、勁草書房）参照。

社及び訴外Z株式会社と取引関係があった。Y社は紙類やチップ・パルプの販売等を目的とし、またZ社は紙類の販売及び輸出入等を目的とする会社である。

X社は平成6年頃から、紙類の仕入れ価格の高騰による業績悪化を回避するため、取引先の仕入れ業者に依頼し、架空在庫を作出して黒字が出ているかのように経理処理をしていた。Z社も架空在庫の作出に協力していた。紙類の主要な納入先であるX社の担当者に頼まれたからである。X社は平成9年頃から証券取引市場への上場を目指すこととしたが、架空在庫が明るみに出ると赤字に転じ上場が不可能になるため、架空在庫の問題を解消すべく、仕入れ業者と交渉を行った。X社はZ社に対しても、当時のX社常務であったAが、架空在庫の解消を具体的に進めた。X社の帳簿上、Z社関係分の在庫の金額は、平成9年3月末現在で約1億4100万円であったが、平成11年3月末現在で約9754万円、平成12年3月末現在で約3363万円に減少した。このような経緯を経てX社は、平成12年10月に当時のジャスダック証券取引市場に上場した。ただしX社は、監査法人の監査を受けていたこともあり、在庫解消の経理操作を容易に行えず、Z社は資金繰りが行き詰まるようになった。

一方、本件の被告であるY社は、X社の仕入れ先として平成15年頃から取引を開始し、平成16年11月頃までは月平均約6332万円の取引をX社と行い、紙類販売部門の2割から3割の売上げをX社が占めるまでになっていた。しかしながらその後はX社との取引の金額が半分以下に落ち込み、取引額の回復・拡大を切望していた。

Aは資金繰りに苦しんでいたZ社から運転資金の援助を要請された。X社の上場に当たって協力を求めた経緯などから、Aは要請に応ずることにした。けれども架空在庫の作出やその処理の顛末が明るみに出ることをAはおそれた。そこでAは、社内の他の取締役などには秘匿した上で、営業や財務を統括する専務取締役という立場を利用し、X社名義の白地手形を振出してZ社が他から融資を受ける際の担保に使わせた。また平成17年12

月頃には、AがY社から貸付け（以下、この貸付けを「本件貸付け」と記す。）を受けて、これをAがZ社に貸し付けた。Y社は、X社との取引拡大を望んでいたことから、Aが求める本件貸付けの要請に応じることにしたもので、このようなY社の意図をAも了知して貸付けを要請した。Aは本件貸付けの目的について、Y社に対し、X社のために必要であるとだけ説明し、それ以上に具体的な用途について言及しなかった。Y社も本件貸付けの目的を質さなかった。

X社の職務権限規程によれば、手形小切手の振出は代表取締役がその権限で行うことができるものの、債務の保証、1億円以上の有価証券の譲渡や貸付け等については取締役会の承認が必要とされていた。ただし本件貸付けについてはもとより、Z社への貸付けや後記の裏書についての取締役会の承認はなく、承認を得る手続もとられていなかった。

Y社は本件貸付けとして、平成17年12月16日から平成21年2月4日にかけて、Aに対し、12回にわたり利息を天引きした後の合計4億6056万8193円をAの銀行預金口座に送金した。またY社はAとの間で、Aを債務者とする金銭消費貸借契約証書11通（貸付金額合計4億6500万円）を取り交わした。Aは本件貸金債務の返済として、平成18年4月20日から平成20年10月2日にかけて、Y社に対し、合計9774万3554円をY社の銀行預金口座に送金した。Aは平成18年1月31日から平成20年12月2日までの間、Z社に対し、Y社から借りた本件貸金のうち合計3億6450万円を貸し付けた。本件貸付けは、X社の会計書類に記載がなく、Aから本件貸付けが明るみに出ないようにすることを求められたため、Y社の会計書類にも記載されていない。またAは平成18年3月7日、Y社から、本件貸付けの見返りとしてX社との取引拡大を要求されたため、X社において、Y社との今後の取引額を増額して月額5000万円ベースとすることを了解した旨の記載がある「お取引に関する要望書」に、X社の専務取締役として署名押印し、これをY社に交付した。

AはY社から本件貸金の支払の担保を要求された。そこでAは、平成21

年2月4日に、その時点の残債務額である3億6425万6446円を額面とする約束手形(裏書欄記入前のもの)(以下、この手形を「本件手形」と記す。)をZ社に振り出してもらい、X社の代表者印を押捺して裏書をし(以下、この裏書を「本件裏書」と記す。)、これをY社に交付した。本件手形における手形金額以外の手形要件は、満期は平成24年2月29日、支払地は富士市、受取人はX社、振出日は平成21年2月4日と記載されていた。またX社による第一裏書は白地式裏書であり、Y社は第二裏書人として金融機関に取立委任裏書をした。本件手形を交付する際にAは、X社の取締役会決議を得たかどうかについて言及せず、Y社も、X社の内部手続がとられたかどうかについて質さなかった。

Y社は平成24年2月29日に本件手形を支払場所に呈示した。その後Y社は平成24年4月5日に、本件手形に基づくY社のX社に対する遡求債権の一部である3000万円を被保全権利とし、X社を相手方、株式会社Eを第三債務者とする債権仮差押命令の申立てをした。この申立ては同月17日に認容され、裁判所から仮差押決定がなされた。X社はこの仮差押決定に対し、保全異議の申立てをした。裁判所は平成24年6月29日に、仮差押決定を取消し、債権仮差押命令の申立てを却下する決定をした。却下の決定は同年7月18日に確定した。

本件は以上の事実関係において、X社が提起した債務不存在確認等請求訴訟である。本件手形の本件裏書による手形債務の不存在確認をX社は請求する。請求の理由としてX社は、原審において本件裏書の偽造、原因関係の不存在、利益相反取引における取締役会決議の欠缺及びAによる代表権濫用の4つを主張した。原審判決では偽造及び原因関係不存在の主張は退けられた。本件裏書はX社の手形行為をする権限を有する者によって行われたと判示され、また本件裏書は本件貸金債務の支払の担保として行われたと認められた。これら2つの主張は退けられたが、代表権濫用の主張は認められた。本件裏書がX社との関係でAの権利濫用行為に当たるとの判断である。そして、本件貸金債務の借主がAであり、当該債務の支払を

担保するためになされた本件裏書がX社との関係で権利濫用に当たることがY社は知り得べきであったと判断された（なお、利益相反取引に関する主張については判断されていない）。

このように判断した上で裁判所は、Y社は本件手形による遡求債権を行使することができない地位にあったにもかかわらず、当該債権を被保全権利として本件仮差押えをしたものであり、本件仮差押えの申立てはX社に対する不法行為を構成する旨を判示した。Y社の不法行為によってX社に生じた損害としては、保全異議申立てに係る弁護士費用、仮差押解放金に対する法定利率の割合に相当する金員及び本件損害賠償請求にかかる弁護士費用の3つが認められた。そして3つの合計約200万円と遅延損害金について損害賠償請求が認容された。

以上の原審判決に対し、X社及びY社の双方から控訴されたのが平成26年判決である。控訴審である同判決は控訴を棄却し、原審判決を維持した。控訴審では原審の事実認定に特段の変更は加えられていない。またX社による偽造や原因関係不存在の主張は、控訴審においても退けられた。代表権濫用は原審と同様に控訴審でも認められた。ただし代表権濫用に加えて、原審では判断されなかった利益相反取引についても控訴審では判断された。以下では利益相反取引と代表権濫用に関する判断を概観する。

(2) 判 旨

① 取締役会決議の欠缺とY社の悪意について

本件裏書は、X社がA個人の債務を保証する趣旨で、AがX社の代表取締役として本件貸金債務の支払を担保するためにしたものであるから、会社と取締役との利益相反取引（会社法356条1項3号）に該当することが明らかであり、取締役会の承認が必要であるところ（同法365条1項）、本件裏書についてX社の取締役会の承認はない。

取締役と会社との間の利益相反取引のうち、取締役が会社を代表して自己のために会社以外の第三者とした取引については、取引の安全の見地に

より善意の第三者を保護する必要があるから、会社においてその無効を主張するには、取締役の利益相反行為となる取引について取締役会の承認を受けなかったことのほか、相手方である第三者の悪意を主張立証すべきである(最高裁昭和43年12月25日大法院判決民集22巻13号3511頁)。

そこで、Y社において、本件裏書がX社とAとの利益相反取引に該当し、かつ、X社の取締役会の承認を受けていないことについて悪意であったか否かについて検討すると、本件裏書は、X社が代表取締役であるA個人の債務を保証する趣旨で、その支払いを担保するためにされたものであるから、X社とAとの利益相反取引に該当することが明白であり、この点は、Y社も当然に認識していたといえる。

次に、本件裏書の原因関係である本件貸付けに当たり、Aは、本件貸金の用途についてはX社のために必要であるとのみY社に説明し、それ以上に具体的な用途を伝えていなかったし、Y社もそれ以上の説明を求めなかったこと、Aは、Y社に対し、本件貸付けが明るみに出ないように会計書類に記載しないことを求め、Y社もこれに応じているが、その際に特段の異議を述べたり、疑問を呈した形跡もないこと、本件裏書はX社とAとの利益相反取引に該当するが、Aから取締役会の決議など社内的な了解を得ていることの言及はなく、Y社もこの点を何ら問い質していないこと、以上の事情が認められるところ、本件貸付けは、これに至る経緯からして適切又は正常な取引とはいえない背景があり、その債務の支払を担保するためにされた本件裏書についても同様であり、Y社もこの点を認識していたと解され、これらを総合すると、本件裏書についてはAがX社の社内的な了解を得ずに独断でしたことをY社において当然に認識できたといえるから、Y社は、X社の取締役会の承認を受けていないことについて悪意であったと推認できるというべきである。

したがって、X社は、本件裏書を受けたY社に対し、取締役会決議の欠缺による本件裏書の無効を主張することができるから、本件手形に基づく手形債務を負うことはない。

② Aの権限濫用とY社の過失について

本件裏書は、A個人の本件貸金債務をX社において保証する趣旨でその支払の担保のために、AがX社の代表取締役として行ったものである。X社の職務権限規程では、債務の保証、1億円以上の有価証券の譲渡（裏書譲渡も当然これに含まれると解される。）や貸付け等について取締役会の承認が必要であるが、Aは、この規程に反し、本件裏書について取締役会の承認を得ず、承認を得るための手続もとらなかったものであり、しかも、本件貸付けの目的はZ社に対する融資であって、X社の利益を図るものとは必ずしもいえないことを併せると、本件裏書は、Aが自己ないし第三者の利益を図って代表取締役としての権限を濫用した手形行為であるということが出来る。

株式会社の代表取締役が自己又は第三者の利益を図るため、代表権限を濫用して手形行為をした場合において、相手方が代表取締役の真意を知り又は知り得べきものであったときは、民法93条ただし書の規定を類推し、その手形行為は効力を生じず、株式会社は代表取締役の手形行為を無効として手形上の責任を免れることができると解される（最高裁第一小法廷昭和38年9月5日判決民集17巻8号909頁、最高裁第一小法廷昭和53年2月16日判決裁判集民事123号65頁参照）。

そこで、Y社がAの権限濫用の事実を知り又は知ることができたか否かについて検討すると、本件裏書の原因関係である本件貸付けに際し、AはX社のために必要であると説明していることが認められるが、これを前提とすると、その後のY社との関係における本件の推移等として、X社が借主となるのではなく、A個人が借主となったこと、さらにAがX社の代表取締役に就任した後もA個人が借主となる貸付けが続けられたことは、いかにも不自然というべきである。また、多額の借入れでありながら、Aはその用途を具体的に説明せず、Y社もそれ以上の説明を求めなかったし、Y社は、本件貸付けが明るみに出ないようにAから求められて会計書類に本件貸付けを記載しないことにしたというのであり、しかも、本件裏書が

AとX社との利益相反取引に当たることは明らかでありながら、Y社は、X社の取締役会の承認が得られているかどうかについて確かめず、Aにもこの点を何ら問い質していないことも認められる。これらの事情によれば、本件貸付け自体が正常な、あるいは通常の取引とは思われず、その債務の支払担保としてされた本件裏書についても、同様の指摘が当てはまるのであり、Y社は、これらの事情を了知した上で、本件貸付けや本件裏書に応じたと推認できるというべきである。

そうすると、以上を総合して、Y社は、本件裏書について、Aがその権限を濫用して行うことを知っていたか、そうでないとしても、少なくとも知り得べきであった(知らないことに過失があった)というべきである。

Y社は、X社がAの権限濫用による法的効果を主張することは信義則に反すると主張するが、上記認定の事情に照らすと、Y社には相応の帰責事由があるといえるから、Y社の主張は採用の限りでない。

したがって、X社は、この点からしても、本件裏書を受けたY社に対し、本件手形に基づく手形債務を負っていないことになる。

(3) 本件の特徴

検討に先立ち、以上に概観した本件の事実関係及び判旨から、本件の特徴的と思われる事柄を記しておく。本件で問われたのはX社による本件裏書であり、これがAのY社に対する貸金債務の支払を担保するためになされたものと捉えられている。確かにX社の裏書には担保責任が伴う。それゆえ本件裏書がAの支払を担保するとの理解は間違いではない。もっとも本件手形の場合、X社の担保責任は直接的には振出人であるZ社がなすべき支払の担保である。直接的にAの支払に向けられている訳ではなく、Y社がZ社に対して手形金の支払を請求し、支払が拒絶された場合に問われるX社の責任である。例えばAがY社に貸金債務を弁済できなくとも、Z社が本件手形の手形金をY社に支払ったような場合、X社の担保責任は現実化しない。AのY社に対する貸金債務の支払担保という目的と、本件裏書と

いう手段が必ずしも適切に対応していない点を、はじめに記しておく²⁾。

次に本判決では、本件裏書がAの代表権濫用に該当し、また会社法356条1項3号が定める間接取引に該当すると判断された。代表権濫用については、AがX社の職務権限規程に違反した点、及び本件貸付けの目的がZ社に対する融資であって必ずしもX社の利益を図るものとは言えない点の2つが指摘された。また間接取引については、AがX社の代表取締役として本件貸金債務の支払を担保するために本件裏書がなされた点が指摘された。

本判決のこうした指摘によれば、本件貸付けは、本件裏書による手形関係に対応する原因関係として捉えられよう。また本件手形関係の当事者の意思によれば、本件貸付けによる債務の「担保のために」手形が交付され、所持人であるY社は、手形上の権利と本件貸付けによる権利のいずれを先に行使しても構わないと解されよう³⁾。仮に「支払のために」手形が交付されたと解した場合、手形上の権利を先に行使すべきこととなる。しかしながら本件手形の満期は、実際に振出した日から3年以上経過した日

2) 仮に手形を利用して目的と手段を適切に対応させようとするならば、X社が振出人となり、Y社を受取人として手形を振り出すこととなろう（ちなみに、先に見たように、X社の職務権限規程では、手形の振出は代表取締役がその権限で行うことができるものとされていた）。そして担保目的に照らせば、手形金額及び満期を白地とした指図禁止手形となろう。手形金額を白地とするのは、X社の担保目的をAが弁済できなかった残債務に限定するためであり、また満期を白地とするのは、Aが債務不履行に陥った時点を満期の標準とするためである。手形金額及び満期のいずれもが振出の時点では不明である以上、これら2つを白地としつつ、指図禁止手形とすることで、X社による抗弁の接続及び流通のコントロールを確保する方策が考えられたはずであろう。

3) 「担保のために」と「支払のために」のいずれの趣旨で手形が授受されたかは、当事者の意思に従って区別されるべきとされる。田邊光政『最新手形法小切手法 五訂版』301頁（2007年、中央経済社）。ただし「担保のために」手形が授受されたといっても、手形上に担保物権を設定する趣旨で手形が授受されたことを意味するのではなく、ただたんに、手形上の権利と原因関係上の権利とのどちらを先に行使してもよいという趣旨で手形が授受されたことを意味するにすぎないとされる。前田庸『手形法・小切手法入門』103頁（1985年、有斐閣）。

とされているため、本件貸付けの貸し主であるY社は3年以上待たなければ貸付金の返済を受けられない事態となる。こうした不合理⁴⁾を回避し、手形上の権利よりも本件貸付けによる権利を先に行使し得るようによく、本件手形については「担保のために」交付されたと解するのが合理的と考えられる⁵⁾。

以上のように、「担保のために」又は「支払のために」のいずれなのかについて検討を要するのは、本件手形のサイトが3年以上とされた点に起因する。なぜ3年以上とされたのか。その理由について、本判決の事実認定からは明らかでない。本件手形の手形金額が確定的に記載された理由が何かも含め、事実認定が必ずしも詳細でない点は、本判決の留意点であろう。

なお、「担保のために」と解した場合でも、3年以上待つのであれば、本件手形の手形上の権利を先に行使してもよい。その場合Y社は、Z社に対して手形金支払を請求し、Z社が支払を拒絶したならばX社に対して遡求権を行使し、それでも貸付金の回収が困難ならば貸付先であるAに対して貸付債権を行使することになる⁶⁾。このようなプロセスによれば、X社

4) 実際にY社は、平成17年12月16日から本件貸付を実行し、Aは平成18年4月20日から平成20年10月2日にかけて合計9774万3554円を返済した旨が認定されている。時系列に照らせば、平成17年12月16日から実行した貸付について、貸付開始後3年を経過しないうちに相応の返済が行われたことになる。Y社はX社との取引額の回復・拡大を切望していたが、だからといって本件貸付けの返済時期を無頓着としていた訳ではなかったと推論されよう。それゆえ3年以上待たなければ貸付金の返済を受けられない事態は、Y社にとって不合理と認識されると思われる。

5) なお、前田・前掲(注3)103頁参照。そこでは一般論として、約束手形の振出人と受取人のように原因関係上の債務者が手形上の唯一の義務者である場合には「担保のために」、それ以外の場合には「支払のために」手形が授受されたものと認められていると記されている。そして、それ以外の場合の例として、約束手形の裏書人と被裏書人との間の場合が挙げられている。例とされるべき理由については、裏書人は手形を第一次的に呈示すべき相手方に呈示して支払を求めることを期待しているからとされる。

6) 本件においてX社とY社間の手形取引は、裏書人と被裏書人間のそれである。「支払のために」に該当するようにも見える。しかしながら「支払のために」と解した場合、手形上の権利を先に行使すべきとなるため、Y社は、本件貸付けによる権利を先に行使した

が遡求に応じてY社へ支払うとAのY社への支払は不要となる。AとX社間に利益相反を認定するのは困難でなかろう。

それでは、Y社が本件貸付けによる権利を先に行使する場合はどうか。Y社は、Aに対する権利を先に行使して回収が不首尾となった後に、本件手形によりZ社に手形金支払を請求し、Z社が支払を拒絶した場合にX社に対して遡求権を行使する。こうしたプロセスにおいて、本件裏書に起因する利益相反をAとX社間に認定できるだろうか。すぐに思い浮かぶ利益相反としては、次の2つが考えられる。

1つは遡求義務に応じた後にX社がAに対し求償請求するケースである。Y社が本件手形によりX社に遡求権を行使する場合、すでにA及びZ社はY社に支払えない状況と考えられるので、X社のAに対する求償請求が首尾良く実現する見通しは乏しかろう。ただし理屈の上では求償可能であり、Aの破産手続に当該求償権を組み入れる処理が考えられる。この点にAとX社間の利益相反を見出し得る⁷⁾。

もう1つは、本来ならAがY社に対し、担保の追加に応じなければ期限の利益喪失に至るような状況⁸⁾で、X社の本件裏書によりAが追加担保の負担を免れるようなケースである⁹⁾。ただし本件貸付けの貸し主であるY社は事業会社に過ぎない。金融機関のように、追加担保や期限の利益喪失に関する内容を含む一般的な約定を有している訳ではなかろう¹⁰⁾。本判決

↘ならばAに対する貸付金の返済を適時に求めることができるにもかかわらず、本文に記したように、3年以上待ってZ社に手形金の支払を請求することとなる。そしてZ社が支払を拒絶した後に、Y社がX社に対して遡求権を行使する。Z社に対する手形金支払請求権及びX社に対する遡求権（償還請求権）という、手形上の権利の2つを行使した後に、Y社は原因関係上の権利としてAに対する本件貸付けによる債権を行使することとなる。

7) 同様に理屈の上ではX社からZ社に対する再遡求も可能である。

8) 例えば銀行取引約定書4条1項・5条2項3号参照。追加担保の差し入れが金融機関から請求されたにもかかわらず応じない場合、期限の利益の請求喪失事由となる。

9) この点については東京地判昭和50年9月11日金法785号36頁参照。取締役の債務について会社が担保を提供した場合が間接取引に該当する旨が判示された。

10) 前掲（注9）で言及した事案では、取締役に対する債権者は銀行である。銀行が取締役に貸付を行う際には、銀行取引約定書が当然に適用されていたと考えられる。

を振り返る限り、本件貸付けを行う際に、そのような内容を有する約定が含まれていたとの事実認定もない。AとY社間における本件貸付けの約定が詳らかでない以上、追加担保負担の要否に関する利益相反の有無は判断しづらい。

もっとも本件裏書によりAに対し求償権を行使する可能性が生ずる以上、Y社が貸付債権を先に行使した場合にもAとX社間に利益相反を認定することは不可能でない。間接取引として356条が定める規制の対象とされるべきか否かの判断は、外形的・客観的に会社の犠牲において取締役利益が生ずるか否かの観点から判断されるべきとされる¹¹⁾。そして規制の除外とされるのは、定型的に会社を害するおそれのない取引と解されている¹²⁾。本件のAとX社間の利害対立を個別具体的に見た場合、本件手形によりZ社が手形金を支払ったときにはAとX社間の利害対立が生じない可能性も考えられる。しかしながら外形的・客観的・定型的に眺めれば、AとX社間に利害対立は生じ得ると考えられる。それゆえ本件裏書については、間接取引として356条1項3号を適用し得ると解されよう。

このように考えた場合、問題となるのは代表権濫用に関するルールとの関係である。本件に代表権濫用に関するルールは適用されるか。適用される場合に、利益相反取引に関するルールとの重複適用はあり得るか¹³⁾。平成26年判決は重複適用を肯定する結論を示した。この結論の適否を検討するべく、以下では代表権濫用と利益相反取引に関するそれぞれのルールについて検討を試みる¹⁴⁾。

11) 江頭憲治郎『株式会社法 第6版』441頁(2015年、有斐閣)。

12) 田中亘『会社法』242頁(2016年、東京大学出版会)。

13) この点については、鳥山恭一「判例研究」法学セミナー719号109頁(2014年)参照。ここでは、代表権の濫用とされる行為が同時に利益相反取引にあたる場合は少なくとも記されている。

14) なお、河内隆史「判例研究」新・判例解説 Watch 17号126頁(2015年)参照。ここでは本件の事案について、取締役会の決議を欠く多額の借財(会社法346条4項2号)と構成することも可能なケースであろうと記されている。ただし多額の借財と構成した場合、AとX社間の利害対立の側面が欠落してしまい、本件の事案に即した検討にはなりにく

3. 2つの法的ルール

(1) 代表権濫用

通説的理解によれば、代表権濫用とは、会社の代表権を有する者が、会社の代表者として、しかもその代表権の範囲内において、第三者と取引をするのであるが、その真意においては、自己又は第三者の利益を図るためである場合とされる¹⁵⁾。要件事実として捉え直せば、代表者による代表権の範囲内の行為であることに加え、主観的要件として自己又は第三者の利益を図ることが要件となろう。本件裏書の当時、AがX社の代表者であったことは間違いない。先に見たように本件裏書によりAとX社間には外形的・客観的・定型的な利害対立が生ずるので、主観的要件も充たされている。

残るは代表権の範囲内か否かである。この点について平成26年判決では、次の2点を指摘して代表権濫用を肯定した。すなわち、1つは本件裏書がX社の職務権限規程に違反した点であり、もう1つは本件貸付けの目的がZ社に対する融資であり、X社の利益を図るものとは必ずしもいえない点である。これら2点から、本件裏書が代表権の範囲内である旨が推論されるだろうか。

前者の職務権限規程違反とは、X社では、債務の保証、1億円以上の有価証券の譲渡や貸付け等について、取締役会の承認が必要である旨が職務権限規程に定められていたにもかかわらず、取締役会の承認を得ず、承認を得るための手続もとらなかったことである。本件裏書についていえば、債務の保証又は1億円以上の有価証券の譲渡に該当する¹⁶⁾ので、取締役会

ゝいように思われる。

15) 落合誠一編『会社法コメンタール8 機関（2）』21頁（落合誠一執筆）（2009年、商事法務）。

16) X社の職務権限規程にどのように定められているか、どのように解釈されているかの問題だが、債務の保証が取締役会の承認を要する事項だとすれば、例えば1億円に満たな

の承認が必要だった。そうだとすれば、職務権限規程によりAの代表権が制限され、本件裏書が代表権の範囲外である旨を示唆することになる。職務権限規程違反の事実により、代表権の内部的制限に関する会社法349条5項の適用される可能性はあり得よう¹⁷⁾が、少なくとも代表権の範囲内である旨を示唆する事実とは言い難い¹⁸⁾。

これに対し後者すなわち本件貸付けの目的に関する指摘はどうか。代表権濫用が問われるのは本件裏書である。裏書には手形行為としての無因性が存する。それゆえ原因関係たる本件貸付けがX社の利益を図るものとは必ずしもいえないとの認識が、そのまま裏書に反映されるとは限らない。無因性を形容する言葉として「原因関係から截然と区別される」という聞き慣れたフレーズに素朴に従う¹⁹⁾なら、本件裏書は裏書の本質に関する議

ゝい手形金額の約束手形に裏書する場合には、取締役会の承認が必要なのだろうか。無担保裏書が現実的でない以上、裏書は一般に担保責任を伴うため、X社では手形の裏書であれば金額の如何にかかわらず取締役会の要承認事項として扱っていたのであろうか。この点も本件の事実認定から判明しない事柄の1つである。

- 17) 尾崎悠一「判例研究」ジュリスト1479号(平成26年度重要判例解説)108頁(2015年)。
- 18) この点について、弥永真生「判例研究」ジュリスト1472号3頁(2014年)参照。代表権の範囲内か否かについて直接的に問題とする文脈ではないが、「Aが職務権限規程に違反したことを、権限を濫用した手形行為であると認定する1つの要素としたロジックはよくわからない」と記されている。なお、尾崎・前掲(注17)では、「Aが会社の利益を考えて行為したのであれば、職務権限規程のとおり取締役会の承認を求めたはずであるとの理解であろうか」と記されている。この記述は平成26年判決の善解を試みるものと思われ、この記述の後に文章を続けるなら、「けれども実際には取締役会の承認を求めなかったのだから、AはX社の利益を考えて本件裏書をしたのではない」と立論する可能性を示唆しているように読める。ただしそのように善解しようとするれば、代表権の範囲内か否かは結局、本件裏書がX社の利益を図るものか否かで判断されることとなり、職務権限規程違反に積極的に行及すべき意味が乏しくなろう。善解は困難なように思われる。
- 19) 手形の無因性については小橋一郎「手形の無因性」鈴木竹雄・大隅健一郎編集『手形法・小切手法講座 第1巻』41頁(1964年、有斐閣)参照。そこでは無因性の意味がおおよそ4つにまとめられている。すなわち、①手形上の権利はその原因の主張・立証を要しないでこれを行使することができる、②手形上の法律関係の内容にその原因関係が入り込まない、③手形上の権利の存在が原因関係の存否または有効・無効によって影響を受けない、及び④手形抗弁制限の4つである。以上の4つに照らすと、本文の「原因関係から截然と区別される」という無因性の記述は③の意味に該当する。

論に沿って権利移転又は債務負担のいずれかとなる。そして、いずれと解する場合でも、原因関係を捨象した抽象的な手形行為として捉えるならば、裏書は代表取締役の代表権の範囲内であると解されよう。

もっとも代表権の範囲内との理解は、裏書の素朴な無因性を前提とする。こうした前提のない場合、例えば経済的に同様の事案として、Z社がY社に対し社債を発行し、当該社債にX社が保証人として加わるケースはどうか。また、Z社がX社に社債を発行し、当該社債をX社がY社に譲渡するケースはどうか。これら2つのケースでは裏書が行われておらず、保証や債権譲渡の際に無因性が貫徹する訳ではない。X社の行為が有因だとすれば、本件貸付けの目的がZ社に対する融資であり、X社の利益を図るものとは必ずしもいえない点をもって、当該行為を代表権の範囲外と解することも可能であろう。

また本件では、X社の裏書した本件手形はY社に交付されたにとどまる（その後はY社から金融機関への取立委任裏書に過ぎない）。X社とY社は手形取引の直接の当事者なので、両者間において人的抗弁の対抗が可能であり、無因性は必ずしも貫徹しない。それゆえX社とY社が訴訟当事者となっている本件について言えば、本件裏書が代表取締役Aの代表権の範囲内であるとは必ずしも言い難いこととなる。

それでは仮に本件手形がY社から譲渡された場合はどうか。Y社からの譲受人に対して、X社のY社に対する人的抗弁は切斷されるのが本来であり、譲受人との関係ではX社の本件裏書は無因性を維持するかのようである。ただし本件手形はサイトが3年以上に及ぶという特殊性を有する。もちろん裏書の効力自体は、サイトがどれだけ長くても変わらない。ただしサイトが3年以上に及ぶとすれば、当該手形を譲り受ける際に譲受人は長期サイトの事情に注意を払うのが一般的なのではなからうか²⁰⁾。本件手形は指図禁止手形ではないので、理屈の上では転々流通が想定されそうであ

20) 例えば下請代金支払遅延等防止法2条の2では60日が適正サイトとされている。

る。しかしながら3年以上の長期サイトが完成手形として明示されている以上、漫然と譲り受けるのは躊躇われて然るべきであり、それにもかかわらず譲り受けたとすれば、譲受人が長期サイトの事情を知悉していることも少なくなかろう。そして譲受人の知悉していた事情を抗弁対抗確実性の認識と捉え得るならば、手形法17条但書が定める悪意の抗弁として、X社のY社に対する抗弁が譲受人に対しても接続しそうである。仮に接続するならば、X社とY社間と同様に、X社とY社からの譲受人間においても、無因性は必ずしも貫徹しないこととなろう。

本件手形については結局、無因性にそれほど拘泥しなくてもよいと考えられる。本件貸付けの目的がZ社に対する融資であり、X社の利益を図るものとは必ずしもいえない点を指摘して、本件裏書は代表取締役Aが有する代表権の範囲外と解される。そして代表権の範囲外だとすれば、代表権濫用には該当しないと考えられる。周知のように代表権濫用については、代表権を濫用した場合の効果をめぐって判例と学説が対立する²¹⁾が、代表権濫用に該当しないならば、平成26年判決の検討に際して、代表権濫用の効果を直接的に論点とする必要はなさそうである²²⁾。

21) 判例と学説の対立については、野田輝久「判例研究」金商1465号2頁(2015年)及び隅谷史人「判例研究」法学研究89巻7号87頁(2016年)参照。いずれも判例の採用する民法93条ただし書の類推適用説と多数説の採用する一般悪意の抗弁説との基本的対立として記されている。また米山毅一郎「判例研究」判例セレクト2014〔II〕22頁(2015年)では、相手方保護の点で、善意無過失を要件とする判例法理は不十分と言わざるを得ないと記されている。

22) なお平成27年民法改正法案では民法93条の改正が示されている。主な改正点は2つある。1つは現行法のただし書で「表意者の真意」を「その意思表示が表意者の真意でないこと」へと改める点である。もう1つは、新たに93条2項として「前項ただし書の規程による意思表示の無効は、善意の第三者に対抗することができない。」との規定が加わる点である。改正案による93条1項の効果は、現行の93条と変わらない。本文で意思表示の効力が妨げられない旨を定め、ただし書で無効の旨を定める規定であり、意思表示の有効・無効に関する内容である。ルールの内容が基本的に変わらないのであれば、判例が採用してきた民法93条ただし書の類推適用説にも特段の変化は生じない。その意味で従前の議論は継続すると考えられる。

これに対し改正案の93条2項は、1項ただし書による意思表示の無効を前提として、

(2) 利益相反取引

利益相反取引及び代表権濫用に関する2つのルールについて、適用が重複的か排他的かは2つのルールの要件で判断される。先に記したように代表権濫用のルールについては、代表者による代表権の範囲内の行為であることに加え、主観的要件として自己又は第三者の利益を図ることが要件となる。それでは利益相反取引のルールはどうか。本件は間接取引の事例であり、356条1項3号から要件が推論される。そして本件裏書について、株式会社と取締役の利益が相反することはすでに見たとおりである。このように考えた場合、本件では代表権濫用のルールの適用が困難であり、利益相反取引のルールのみが適用されることになりそうである。

本件へのルール適用については、このように二者択一的な結論に至ると考えられる。そこで問われるのは、こうした二者択一的な結論が2つのルール間に存する関係から論理的に導かれるのか、それとも本件においてたまたま到達した結論に過ぎないのかという点である。この点について、以下では356条1項2号が定める直接取引も含めて検討を試みることにする。

356条1項2号が適用されるのは、取締役が自己又は第三者のために株式会社と取引をしようとするときである。このときに株主総会又は取締役会の承認が要求される。それでは承認を受けるとどのような効果が生ずるか。この点を定めるのは356条2項である。承認を受けた直接取引につい

ㄨ 無効の対抗の可否を定める。実体的には無効との理解を前提とするので、2項は訴訟における抗弁対抗の可否についての規定と捉えられよう。従前の議論では判例が実体的な有効・無効の問題として処理するのに対し、学説が唱える一般悪意の抗弁説は、代表権濫用行為も有効と捉えた上で、一般悪意の抗弁を対抗し得るか否かの問題として処理する。議論のこうした状況において平成27年民法改正法案は、相手方との関係では実体的な有効・無効の問題、第三者との関係では抗弁対抗の可否の問題として処理する旨を条文で定めたことになる。ただし改正法では、第三者自身が自己の善意について主張・立証が必要なのに対し、一般悪意の抗弁説では表意者が第三者の悪意について主張・立証が必要と考えられる。主張・立証の負担に関するこうした相違の適否をめぐり、第三者との関係では改正後も議論が続くように思われる。

ては、民法108条の規定が適用されない旨が定められている。承認を受けることで、同一の法律行為について、相手方の代理人となり、又は当事者双方の代理人となり得るのである²³⁾。

見方を変えると、承認を受ける前の時点では代理人となり得ない旨、すなわち無権代理（正確に言えば無権代表）の状態にある旨を356条2項は示唆すると考えられる。したがって356条1項2号の適用対象となる取引とは、取引の一方当事者である株式会社の代表取締役の代表権が制限されている取引であり、代表権の範囲外に存する。だからこそ株主総会又は取締役会の承認により、個別に代表権を付与する手続が定められていると解されよう²⁴⁾。

以上のように直接取引は代表権の範囲外である。それでは間接取引はどうか。356条2項は直接取引について代表権の範囲外である旨を示唆するのみで、間接取引と代表権の範囲については何も定めがない。条文に定めがないことをもって、間接取引を代表権の範囲内と解することができるか。この点は以下に示す4つの理由から、否定的に解すべきではなかろうか。

第1に、間接取引の規制を条文で定めた昭和56年商法改正を振り返ってみると、間接取引も直接取引と同様に規制対象に含めるべしとの理解が基礎となっている。取締役が会社の犠牲において自己又は第三者の利益を図るための取引を防止するという、当時の商法265条の立法目的に照らせば、間接取引にも同条の適用を拡大する必要があるとの認識である。直接取引

23) もっとも民法108条ただし書では、本人があらかじめ許諾した行為については同一の法律行為について相手方の代理人となり、又は当事者双方の代理人となり得る旨が規定されている。こうした108条ただし書との関係から眺めると、本人による事前許諾の方法を株主総会又は取締役会の決議に限る点で、会社法356条2項は民法108条ただし書の特別法と捉えられる。この点については、落合誠一編『会社法コンメンタール8 機関(2)』86頁(北村雅史執筆)(2009年、商事法務)参照。

24) ただし直接取引の場合、株主総会又は取締役会の承認を求めべき取締役は、会社と取引をする取締役である。

と同様の規制の必要性を説くが、間接取引における代表権の範囲については何も言及がない。代表権の範囲について、直接取引と間接取引の両者を別異に扱うべきとの言及は何ら見受けられない²⁵⁾。

第2に、代表権の範囲を示唆する条文として、直接取引については現行会社法356条2項が設けられているのに対し、間接取引について何も定めがないのはなぜか。この点に関する昭和56年商法改正当時の理解は、間接取引では自己契約や双方代理がそもそも問題にならないからというに過ぎない²⁶⁾。直接取引と自己契約・双方代理について言及するものの、直接取引における代表権の範囲について言及はない。間接取引における代表権の範囲についても言及がないままである。少なくとも間接取引が代表権の範囲内であるかの如き言及は、何も示されていない。

第3に、昭和56年商法改正に先立って、間接取引が利益相反取引の規制対象とされるべき旨を述べたリーディングケースである最（大）判昭和43年12月25日民集22巻13号3511頁（以下では、「昭和43年判決」と記す。）では、無権代表となる旨が示唆されている。すなわち、取締役の負担する債務について会社が債務引受を行った事例で、「取締役会の承認を受けた場合においては、民法108条の規定を適用しない旨規定している反対解釈として、その承認を受けないでした行為は、民法108条違反の場合と同様に、一種の無権代理人の行為として無効となることを予定しているものと解すべき」と判示した。この判示によれば、直接取引と同様に、間接取引も代表権の範囲外として扱うべきこととなろう。

第4に、民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案では、間接取引について改正が予定されている。会社法356条2項中「同項第2号」の下に「又は第3号」を加えるとの改正である。356条2項において間接取引が直接取引と同様に扱われる旨が明示されるので、承認を受ける前の間接取引が代表権の範囲外である旨が条文により

25) 竹内昭夫『改正会社法解説〔新版〕』146頁（1983年、有斐閣）参照。

26) 竹内・前掲（注25）147頁参照。

示唆されることとなる。

以上の4点を鑑みれば、間接取引たる本件裏書について、あえて代表権の範囲内と解すべき理由は乏しいと考えられる。直接取引のみならず間接取引も代表権の範囲外と捉え、この点で代表権の範囲内を前提とする代表権濫用との基本的な区別が可能となろう。そして区別の指標たる代表権の範囲内か否かの判断については、本件のX社に設けられていた職務権限規程のように、代表権の制限に関する定めがあれば、それに基づいて判断されることとなろう。

もっとも間接取引と代表権濫用は、すでに見たようにいずれも自己（又は第三者）の利益を図る目的を伴う。具体的な取引の中には、代表権の範囲内か否かが必ずしも明白でなく、そのため間接取引と代表権濫用のいずれと扱うべきかが判然としないものもあり得よう。そのような場合に対処する1つの方策として、効果からのアプローチが考えられる。2つのルールの効果を比較し、具体的事例の解決に相応しい効果が得られるのはどちらなのかを検討した上でルールを選択するアプローチである。

間接取引を代表権の範囲外とした上で、株主総会又は取締役会による承認のない間接取引にはどのような効果が与えられるか。代表権濫用の取引にはどのような効果が与えられるか。後者については、民法93条ただし書類推適用説又は一般悪意の抗弁説の基本的対立としてすでに言及した。以下では承認のない間接取引の効果について検討を試みる。平成26年判決が参照するように、承認のない間接取引の効力については、昭和43年判決が言い渡されて以来、相対的無効説が採用されている。承認がないため代表権の範囲外として無権代表に帰することから生ずる効果と相対的無効説の効果は、それぞれ具体的にはどのような内容か。両者の関係をどのように捉えるのが適切か。以下ではこれらの点について検討を試みる。

(3) 相対的無効説の位置づけ

はじめに昭和43年判決の内容を確認しておこう。先に記したように昭和

43年判決は間接取引が代表権の範囲外である旨を示唆する。その上で、相対的無効説については以下のように判示する。「会社以外の第三者と取締役が会社を代表して自己のためにした取引については、取引の安全の見地より、善意の第三者を保護する必要があるから、会社は、その取引について取締役会の承認を受けなかつたことのほか、相手方である第三者が悪意（その旨を知っていること）であることを主張し、立証して始めて、その無効をその相手方である第三者に主張し得るものと解するのが相当である。」

以上の判示で注目されるのは、取締役会の承認の欠缺及び相手方の悪意²⁷⁾の2つを主張・立証した場合の効果として、取引の無効を主張し得る旨が示されていること、すなわち主張の可否が効果とされている点である。取締役会の承認を欠く以上、主張し得るとされる取引の無効とは、絶対的無効ではなく、すでに見たように無権代理無効に他ならない。「代表取締役の行為は無権代表だから本人たる会社には効果が帰属しない」旨を会社が主張し得るか否かに関するルールが相対的無効説であり、主張の可否が実際に問題となるのは、訴訟における攻撃・防御の場面であろう。すなわち原告である間接取引の相手方が、会社を被告として取引による給付を請求するような場面で、会社が防御として、無権代理なので会社に効果が帰属しない旨を主張し得るか否かが相対的無効説により判断される。取締役会の承認の欠缺及び相手方の悪意を主張・立証できなければ、無権代理という防御の主張をなし得ず、そのため原告の攻撃に従った結論が判決で言い渡されることとなる。

相対的無効説による善意の相手方保護の方策は、このように訴訟における攻撃・防御のレベルに位置づけられる。換言すれば実体的な権利義務レベルの方策ではない。このレベルを賄うルールは、無権代理に関する一連のルールである。間接取引を行う際、相手方の善意のみならず無権代理の

27) ここでいう悪意については、野田・前掲（注21）5頁参照。現在では悪意の内容を、取締役会の承認がないことの認識のみならず、当該取引が利益相反取引に該当するという事実の認識をも含むと解する見解が多いとされる。

本人に帰責事由があれば表見代理が成立し、実体的な権利義務が本人に帰属する。これに対し相手方の善意のみで本人に帰責事由がなければ、相手方は相対的無効説による保護は得られるものの、表見代理による保護は得られない。具体的な相違としては、例えば相手方が会社に対し間接取引による金銭の支払を求める本案訴訟の提起を意図し、本案訴訟に先立って差押えをしようとする場合が考えられよう。表見代理が成立するなら実体的な金銭支払請求権が発生しているので、差押えも当然に可能である。しかしながら被告である会社に帰責事由がなく、そのため相対的無効説のルールのみが適用されるに過ぎないならば、実体的権利義務が発生していないので、差押えをなし得ない。同様に金銭支払請求権自体の差押えや譲渡についても、表見代理が成立するか、それとも相対的無効説のルールが適用されるにとどまるかによって差異が生ずる。

なお、相対的無効説は無権代理を前提とするので、表見代理が成立しない場面でも、承認のない間接取引を被告である会社が追認することはできる。また無権代理人の責任として、相手方の選択に従い履行又は損害賠償の責任を無権代表者に対して問うことも可能である。絶対的無効でなく無権代理無効であれば、以上のように表見代理、追認及び無権代理人の責任等のルールが適用される。表見代理成立の要件として帰責事由が存するか、及び追認が得られるかは被告・会社側のマターであり、相手方のみで成否を左右し得るものではない。しかしながら無権代表者の責任を問い得る点は、絶対的無効のルールでは得られない相手方保護の方策である。

こうした無権代表者の責任を、本件の事案に引き直すとどうなるか。Y社が無権代表者Aの責任を追及する場面を想定することになる。ところで無権代表者Aのなした行為は本件裏書であり、手形行為の無権代理に関する手形法8条が適用される。無権代理人に対して履行又は損害賠償を求める選択権は相手方にはないが、無権代理の本人たるX社の裏書として有効とならないのであれば無権代理人の行為として有効となる。その結果、本件裏書はX社の裏書か、又は無権代表者Aの裏書として常に有効となる。

以上に概観した無権代理に関する一連のルールによる対処は、承認のない間接取引であれば適用可能だが、代表権濫用であれば適用されない。代表権濫用に関する民法93条ただし書類推適用説による対処は、実体的権利義務のレベルで、意思表示の有効・無効の二者択一的なものである。これら2つの対処法は、それぞれが法的ルールであり、一方が良く他方が悪いと評価されるものではあるまい。そして2つの法的ルールの適用は、それぞれ所定の要件を充足したか否かで判断されるべきが本来であろう。しかしながら代表権の範囲内か否かは必ずしも常に明白とは限らない。そのような場合、2つのルールを並列的に捉えた上で、具体的事案の解決にはどちらの対処が望ましいかの観点から、承認のない間接取引または代表権の濫用のいずれとして扱うかが検討されるケースもあり得よう。

4. 結びに代えて——平成26年判決の適否——

本稿では平成26年判決を素材として、利益相反取引及び代表権濫用について検討を試みた。平成26年判決の事案は債務不存在確認等を請求したものであり、控訴棄却とした平成26年判決の結論自体に異論はない。しかしながら平成26年判決は、利益相反取引と代表権濫用という2つのルールを適用して控訴棄却の結論を導いた。2つのルールが代表権の範囲内か否かで区別されるべきものだとすれば、両者が同時に適用されるとの立論には論理的な問題が残る。

論理的にはいずれか一方だとすれば、どちらの法的ルールが適用されるべきか。本稿では本件裏書が手形行為として備える無因性や、本件の事案において維持されるべき無因性の程度等を主要な考慮要素として、本件裏書はAの代表権の範囲外と解した。その結果、平成26年判決の事案は利益相反取引のみを理由にすべきとの結論に至った。本稿のこうした結論は、平成26年判決及びその原審のいずれとも異なる。三者三様の結論であり、見方を変えれば、本稿とは異なる結論もあり得べきが当然と認識されよ

う。

ただし繰り返しになるが、2つのルールが同時に適用されるとの理解には論理的な問題が残る。これに対し、適用されるルールはいずれか一方のみであり、原審判決のように代表権濫用のみが適用されるべきとの理解はどうか。本稿の理解と原審判決のそれを比較検討することになる。その場合、原審判決の理解を是とするのであれば、比較検討した結果、利益相反取引のルールのみを適用するよりも、代表権濫用のルールのみを適用するのが適切である旨の論証が必要となろう。そして当該論証には、2つのルールを適用した場合の効果の相違も含めた比較検討が求められる。具体的には、実体的権利義務レベルでの有効・無効に止める対処と、訴訟における攻撃・防御を含み、さらに有効・無効のいわば中間に位置するものとして表見代理、追認及び無権代理人の責任等のルールを備える対処のいずれが望ましいかの比較検討である。